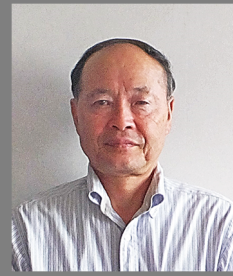




# 明るい選挙



## 朝来市明るい選挙推進協議会スタートにあたって



朝来市明るい選挙推進協議会  
会長 足立 賢一郎

国民の豊かで幸せな生活は、正しい政治によって保障されます。その政治は、主権者である国民による選挙で選ばれた代表者（首長や議員）によって行われます。すなわち、私たち自身の主権者としての選挙に対する考え、行動が、私たち一人ひとりの生活を左右するのです。

このように重要な意味を持つ選挙が明るく、正しく行われるようにと組織されているのが「明るい選挙推進協議会（明推協）」です。

しかし、全国的な選挙の現況は、投票率の低下傾向が止まりません。これは、有権者自らの政治への無関心や立候補者等の選挙違反、首長・議員の資質に問題があるような不祥事の多発による政治不信などが要因と言われています。

また、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、昨年の参議院選挙から高校生の一部は在学中に投票することが可能となりました。

このような状況を受け、朝来市明るい選挙推進協議会は、より効果的な活動を求め、装いを新たにスタートすることとしました。

平成27年9月から選挙管理委員と有志が選挙管理委員会事務局職員を交え意見交換会を7回にわたり持ちました。その間、研修会への参加、街頭啓発、出前授業、ポスター募集などの活動も行いながら規約や組織、活動内容などについて検討しました。

平成29年1月に規約を制定し、3月に組織や活動内容を決定して本年度から新しい朝来市明推協として活動を始めました。

スタートしたばかりですが、市民の皆様には、この活動に対するご理解、ご協力をいただくとともに、一緒に活動いただける方を募集していますので、ご参加いただきますようお願い致します。

誰かが豊かで幸せに暮らせる朝来市のために  
明るい選挙を推進し、

### 朝来市明るい選挙推進協議会委員

会長	足立賢一郎	真一良
副会長	福島賢次	治慎
委員	足立千歳	原山
	福本久義	藤岡
	山田吉成	山本
		恵

### 明るい選挙推進協議会の役割とは

「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明・適正に行われることで私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことをいいます。明るい選挙を進めるため、行政と民間とが一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といい、この運動の目的は、

- ① 選挙違反のないきれいな選挙を行うこと
- ② 有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うこと
- ③ 有権者がこそって投票に参加すること なのです。



### 和田山高等学校生徒会 知事選の街頭啓発を実施

7月2日投票の兵庫県知事選挙に先立ち、6月20日にイオン和田山店周辺で和田山高等学校生徒会の皆さんと街頭啓発を実施し、買物にいられた方、約400人に啓発物資の配布と知事選挙の投票を呼びかけました。昨年行われた参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられ、一部の高校生も選挙権を持ったことから和田山高等学校の生徒の関心も高く、昨年の選挙の街頭啓発でも協力いただいたほか、選挙制度の出前授業や模擬投票の実施などを行っています。



▲みんなそろって必ず投票しましょう

い選挙啓発ポスター

応募作品を審査

立派な政治が行われるためには、私たちの代表者を選ぶ「選挙」が明るく正しく行わなければなりません。

また「選挙」ではみんなそろって投票へ行くよう呼びかけを行うため、夏休み期間中に市内小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒を対象にポスター作品の募集をしました。

応募作品は、9月19日に開催した明るい選挙推進協議会で審査し、最優秀作品1点を決定しました。この作品は、兵庫県選挙管理委員会で行われる二次審査を受けることとなります。

また、応募いただいたポスター作品は、チラシや広報紙などに掲載し、選挙啓発に活用させていただきます。

←明るい選挙啓発ポスター最優秀作品  
【生野小学校4年生 大西乃惠美さん】



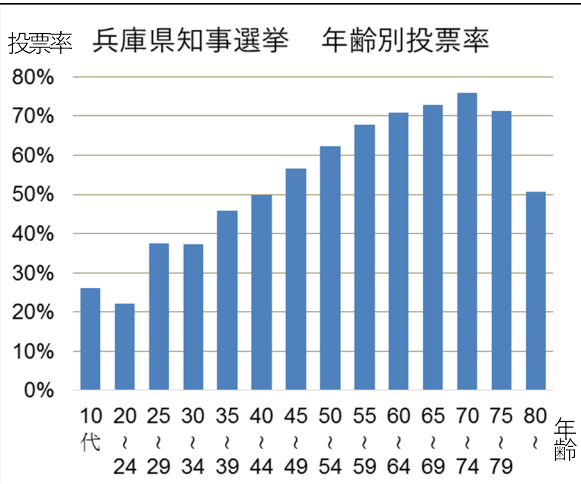
兵庫県知事選挙の投票結果

平成29年7月2日に兵庫県知事選挙が行われ、朝来市では1万4千88人が投票されました。

投票率は、56・88%と前回（前回は参院選とダブル）の知事選と比べ0・75ポイント低下しました。

年代別の投票率は左のとおりですが、70代前半の投票率が75・85%と最も高く、逆に20代前半が22・21%と最も低い結果となりました。

若い世代の投票率が低いことは、少子高齢化が進む現在において、若い世代の意見が政治に反映されにくくなっていることを意味しています。



政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることや有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

次の項目によって処罰されると、\*公民権停止の対象となります。

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に対し寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の人が政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

●政治家に対する寄附の

勧誘・要求の禁止

政治家に対し寄附しよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫し、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

\*公民権停止とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加が禁止されること。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内の人に対し、政治家の氏名を表示したり、氏名を類推させるような方法で寄附をすることは禁止されており選挙に関して寄附をすると処罰されます。

その他、「後援団体の寄附」や「あいさつを目的とする有料広告」することも禁止されており、行った場合も処罰の対象となります。

三ない運動  
贈らない！ 求めない！  
受け取らない！



衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査  
朝来市議会議員選挙

10月22日 投票日

必ず投票しましょう。